

登録事業者等を特定するに当たっての前提

○ 想定する社会情勢は以下のとおりである。

- ・ 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患。罹患者は1週間～10日程度欠勤するが、ほとんどは回復・出勤。

- ・ ピーク時(約2週間※¹)には、従業員の40%程度※²が欠勤。

※¹ アメリカ・カナダの行動計画等において、ピーク期間は約2週間と設定されている。
ピークの時期・期間は地域によっても異なる。

アメリカ: National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

カナダ: The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006)

※² 40%のうち、従業員が発症して欠勤する割合は5%程度(2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に罹患した者は国民の約1%(推定))。従業員自身の罹患による欠勤のほか、家族の看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などによる)のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者を見込む。

○ このような社会情勢であることを踏まえ、事業者の従業員の罹患等により、一時期、サービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかける。

○ それでもなお、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」、妊婦や子ども等住民への接種よりも先に接種することが必要とされる者に対して、特定接種を実施する。

登録事業者・特定接種対象者の基準の考え方

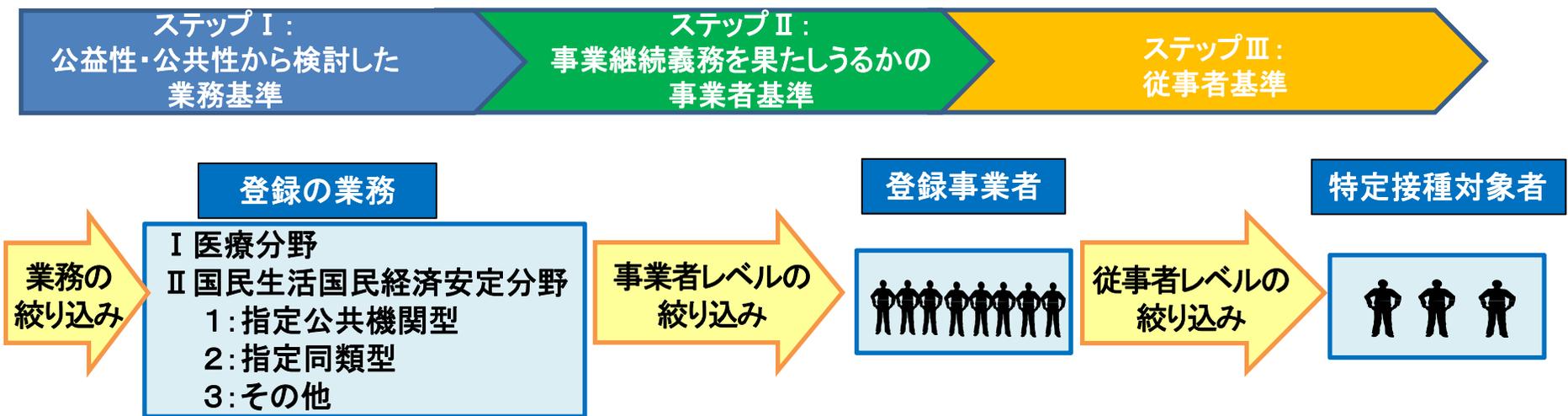
特定接種が住民接種に先んじて実施されるものであることを踏まえれば、その対象者は、国民が十分理解可能な公益性・公共性の観点から明確かつ限定的に選定される必要がある。このため、行動計画に定めるべき基準については、以下のような業務基準・事業者基準及び従事者基準とすることが必要ではないか。

選定基準に該当するかの判断手順

ステップⅠ <業務基準> : 公益性・公共性の観点から「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者^①に該当する業務を選定

ステップⅡ <事業者基準> : ステップⅠで選定した業務を行う事業者について、特措法第4条第3項の義務（事業継続義務）を果たし得るか等について検討

ステップⅢ <従事者基準> : ステップⅡで絞り込んだ事業者の当該業務に「従事する者」の選定基準から従事者を絞り込む



前回までの議論を踏まえた登録事業者の類型整理

I 医療分野

- 1 新型インフルエンザ等医療型：新型インフルエンザ等医療に従事する医療機関・薬局
- 2 生命保護型
 - (1) 重大・緊急医療系：新型インフルエンザ等医療には従事しないが、生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する医療機関
 - (2) 介護・福祉系：サービスの停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある介護・福祉事業所

II 国民生活・国民経済安定分野

- 1 指定型：指定(地方)公共機関に指定されている事業者
 - ア) 地域独占タイプ
 - イ) 地域非独占タイプ
- 2 指定同類型
 - (1) 業務同類系：指定(地方)公共機関と同じ公益的事業を行う、指定されていない事業者
 - ア) 地域独占タイプ
 - イ) 地域非独占タイプ
 - (2) 社会インフラ系：電気・ガスのように、国民生活・国民経済のインフラ事業であるが、行政関与の程度がそれほど強くないことから指定されない事業者等
 - ア) 地域独占タイプ
 - イ) 地域非独占タイプ

3 その他<P>

登録事業者・特定接種対象者の選定基準

ステップⅠ 業務基準(案)

「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」に該当する「業務」の基準としては以下のとおりでよいか。

I 医療分野

「医療の提供の業務に従事する者」に該当する「業種」の基準としては以下のとおりでよいか。

1. 新型インフルエンザ等医療分野

新型インフルエンザ等医療

2. 生命保護型

(1) 重大・緊急医療系

新型インフルエンザ等医療には従事しないが、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療

(2) 介護・福祉系

第3回社会機能分科会資料4-1P6のステップⅠ積極基準(案)「Ⅲその他」の「緊急の生命保護に直接かわるもの」として、サービスの停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある介護・福祉事業が該当するものと考えてよいか。

Ⅱ 国民生活・国民経済安定分野

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に該当する「業務」の基準としては以下のとおりでよい。

1. 指定型

指定(地方)公共機関に指定されている法人が行う特措法が想定する措置のための業務

指定(地方)公共機関が担うべき特措法が想定する措置に該当する業務は、登録事業者に必要な公益・公共性を満たす核心的業務と考えられるため。

2. 指定同類型

(1) 業務同類系

指定(地方)公共機関と同種の公益的事業を営みながらも事業規模の観点から指定されない公益的事業法人が行う特措法が想定する指定公共機関の措置のための業務

新型インフルエンザ等対策の効果を一層強固なものとするためには、指定(地方)公共機関に準じて特措法が想定する措置に該当する業務を行わせることが重要であり、登録事業者に該当するものと考えられるため。

(2) 社会インフラ系

第3回社会機能分科会資料4-1P6のステップ I 積極基準(案)「Ⅲその他」に掲げていた以下の要件を同時に満たすものは、指定同類型とみなしてよいのではないかと。

- ・電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるもの
- ・発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないもの

⇒ **石油元売事業者、資金・証券決済システム事業者を対象と考えてよい。**

※ その他(P) ⇒ P19、20

ステップⅡ 事業者基準(案)

I 医療分野

「I 医療分野」は、国民の生命・健康に直接重大な影響を及ぼすものであるため、以下の事業者基準①(事業規模)、②(代替性が低い)は設けないこととしてはどうか。

ただし、事業者基準③(接種体制)は適用することとしてはどうか。

II 国民生活・国民経済安定分野

「II 国民生活・国民経済安定分野」は、以下の事業者基準①、②、③のいずれも同時に満たすことでよいか。

<事業者基準①>

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」(「II 国民生活・国民経済安定分野」)は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る義務(第4条第3項)を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、当該業務に応じて従事者数などの客観的側面から見て継続し得る体制・計画が整っていなければならない。このため、事業者基準は以下のような基準でよいか。

※ 指定(地方)公共機関は、特措法上、業務継続の義務(第3条第5項)があるため、当然、そのための体制等が整っている事業者が指定されるため、以下の基準は適用しない。

事業規模

○ 「II 国民生活・国民経済安定分野」のうち、「2 指定同類型」に該当する業務を行う事業者については、従業員数(※)が50人以上の事業者であること。

※ 産業医の考え方

○ ただし、住民が生活する上で不可欠な財を、地域独占的に供給する事業者(住民にとって代替性がない財を供給する事業者)については、事業規模は問わない。

<事業者基準②>

特定接種は、「緊急の必要」があるときに実施するものであり、同種事業を提供し得る事業者が多数存在し、まん延時にもある程度の事業を継続していることが想定されるような場合は特定接種の必要はなく、すなわち同種事業を提供する事業者が広域にわたって相当期間、同時に存在しなくなる場合でなければ、当該事業を営む事業者は登録事業者になり得ないのではないか。このため、事業者基準は以下のような基準でよいか。

代替性が低いこと

- 「Ⅱ 国民生活・国民経済安定分野」のうち、「2 指定同類型」に該当する業務を行う事業者については、当該事業者が業務継続できなくなることにより、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、同種事業を提供する事業者が広域にわたって相当期間、同時に存在しなくなる場合があり得ると考えられる事業者であること。

<事業者基準③>

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者自らが社内診療所等により接種体制を整えることができない場合は登録事業者にはなり得ないのではないか。このため、事業者基準は以下のような基準でよいか。

接種体制を整えることができること

- 「Ⅱ 国民生活・国民経済安定分野」のうち、「2 指定同類型」に該当する業務を行う事業者については、事業者自らが社内診療所等により接種体制を整えることができる事業者であること。

ステップⅢ 従事者基準(案)

I 医療分野

「医療の提供の業務並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者」の「従事する者」の基準は以下のとおりでよいか。

(1) 「新型インフルエンザ等医療型」

⇒ 需要が増加すると想定される新型インフルエンザ等の医療の提供については、その医療の提供の業務に従事する者(医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員など)。

(2) 「重大・緊急医療系」

⇒ 新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しないが重大・緊急の生命保護に従事する有資格者。

(3) 「介護・福祉系」

⇒ サービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響がある利用者にサービスを提供するのに必要な者という観点から考えてはどうか。

II 国民生活・国民経済安定分野

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者」の「従事する者」の基準は以下の通りでよいか。

1. 登録の基となる業務に直接従事すること。

「直接従事する者」の考え方は以下のとおりでどうか。

(1) 現場型：登録の基となる業務の現場業務であって、

- ① 現場業務に関して中枢的な判断・意思決定(現場指令機能)を行う職員(発電所(原子力)中央制御室等)
- ② 現場業務であって、
 - ・ 地域独占タイプについては、当該業務に従事する職員
 - ・ 地域非独占タイプについては、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、通常よりも業務量が増加する業務に従事する職員

(2) 意思決定者：登録の基となる業務に関して高度な判断・意思決定を行う職員は必要ないか。

(3) 登録事業者の登録の基となる業務を受託している外部事業者の職員(登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)

2. 登録する従事者数は常勤換算とすること。

週1日しか勤務しない者が5人いる場合と週5日勤務する者が1人いる場合の均衡を考えると、登録する従事者数は、常勤換算すべきではないか。

3. 代替性が低いこと。

特定接種は、国民に優先して接種するものであり、その範囲は本来限定すべきものである。このため、上記1の「業務の基となる業務に直接従事する者」について、当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事情により、従事者の代替性が高い場合には、緊急性が認められないのではないか。

4. 目安を設けるべきか

- 従業員の代替性については、各個社ごとに精密に整理して、正確な人数を出すことは難しいことも想定される。このため、ワクチンが有効でない場合、6割の従業員で事業運営せざるを得ない場合もあり得ることを踏まえ、代替性については6割とすることも考えられるのではないか。
- また、同じ業種でも登録の基となる業務に直接従事する者の考え方が異なるおそれもあり、業種ごとに全従業員に対する登録従業員の上限值を定めることも考えられるのではないか。

以下のいずれかの数のうち、少ない方を登録事業者の接種対象者数としてはどうか。

- 「登録の基となる業務に直接従事する者」(前ページの考え方) × 6割 (前ページの考え方)
- 登録事業者の全従業員 × ○%(※)

※ アメリカの例も踏まえ、業種別ごとに決定。

フロー図

ステップⅠ：
公益・公益性要件から検討した
業務基準

ステップⅡ：
登録事業者として必要な特性
事業者基準

ステップⅢ：
従事者基準

I 医療型

新型インフルエンザ等医療を行うこと。
⇒ **新型インフルエンザ等医療型**

重大・緊急の医療を行うこと。
⇒ **重大・緊急医療系**

サービスの停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある介護・福祉事業 ⇒ **介護・福祉系**

(・事業者基準①はなし)
(・事業者基準②はなし)
・事業者基準③(接種体制)

「医療の提供の業務
に従事する者」
など

II 国民生活・国民経済安定型

指定(地方)公共機関に指定されること。 ⇒ **指定型**

指定(地方)公共機関と同種の公益的
事業を営むこと。
⇒ **業務同類系**

指定型・同類系以外のインフラ事業であるが、行政関与の強くない事業を営むこと。 ⇒ **社会インフラ系**

その他<P>

地域独占タイプ
(・事業者基準①はなし)
(・事業者基準②はなし)
・事業者基準③(接種体制)

地域非独占タイプ
・事業者基準①
(事業規模)
・事業者基準②
(代替性が低いこと)
・事業者基準③(接種体制)

「登録の基となる業務
に直接従事する者」
×6割
など

まとめのイメージ(素案)

I 医療分野

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
I-1 「新型インフルエンザ等医療型」					
新型インフルエンザ等医療に従事する医療機関・薬局	§ 47: 医療の確保に係る業務 [具体的内容] 新型インフルエンザ等の医療の全国的・安定的提供 重大かつ緊急の生命保護に関する医療の全国的・安定的提供	●%	●%	●%	(内科医・外科医・看護師・准看護師) 100%
I-2(1) 生命保護型 「重大・緊急医療系」					
生命健康に重大かつ緊急の影響がある医療に従事する医療機関	§ 47: 医療の確保に係る業務 [具体的内容] 重大・緊急の生命保護に関する医療の提供	●%	●%	●%	(内科医・外科医・看護師・准看護師) 100%
I-2(2) 生命保護型 「介護・福祉系」					
介護・福祉事業者	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある事業 [具体的内容]	●%	●%	●%	

Ⅱ 国民生活・国民経済安定分野

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-1 指定型 & Ⅱ-2(1) 指定同類型業務同類系 「(ア) 地域独占タイプ」					
電気通信事業者【指定型】※	§ 53②: 通信及の確保・新型インフル等対策通信優先取扱に係る業務 [具体的内容] 下記の業務に直接従事する者 1. 新型インフルエンザ対策本部運営業務 2. 通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守 3. お客様対応業務(携帯電話故障受付、通話停止解除、各種問い合わせ等) 4. 社内OA基盤(社内システム)の監視・運用・保守 5. 各種支払業務	●% 〈ヒアリング〉 (22.9%)	●% 〈ヒアリング〉 (100%)	●% 〈ヒアリング〉 (22.9%)	43.8%
電気通信事業者【業務同類系】※		●% 〈ヒアリング〉 (22.9%)	●% 〈ヒアリング〉 (100%)	●% 〈ヒアリング〉 (22.9%)	43.8%
電気事業者【指定型】※	§ 52①: 電気の安定的・適切な供給に係る業務 [具体的内容] 下記の業務に直接従事する者 1. 発電所、電力流通に関する業務 ・発電所の運転・監視、保守・点検業務、故障・障害対応業務、燃料受入業務 ・変電所の運転・監視、保守・点検業務、故障・障害対応業務、燃料受入業務 ・送配電線の保守・点検業務、故障・障害対応業務 ・電力システムの運用業務、故障・障害対応業務 ・通信システムの維持・監視・保守・点検業務、故障・障害対応業務 2. 緊急時対応業務 ・非常災害対応業務、設備故障・停電対応業務 ・社会機能維持に関わるお客様への対応業務	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	23.4% (原子力) 49.1%
電気事業者【業務同類系】※		●% 〈ヒアリング〉 (不明)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	23.4% (原子力) 49.1%

※・第4回社会機能に関する分科会におけるヒアリング実施業種: 登録業務概要、従業員割合はヒアリング内容を転記
 (電気通信事業者: KDDI(株)、(社)電気通信事業者協会 電気事業者: 電気事業連合会)

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-1 指定型 & Ⅱ-2(1)指定同類型業務同類系 「(ア)地域独占タイプ」					
ガス事業者 【指定型】	§ 52①:ガスの安定的・適切な供給に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	22.7%
ガス事業者 【業務同類系】		●%	●%	●%	22.7%
鉄道事業者 【指定型】 ※	§ 53①:旅客及び物資の適切な運送、水、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の運送に係る業務 〔具体的業務〕 1.乗務員の業務【約20%】 ・列車の操縦(運転士) ・ドア扱い、列車の安全確保(車掌) 2.駅の運転取扱い・指令業務【約20%】 ・駅の運転取扱い:列車の運行管理、信号扱い等 ・指令:指令室における列車の運行管理 3.定期的な車両・設備検査【3と4の合計 約20%】 ・車両検査:「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づいた定期的な車両検査 ・設備検査:レール、構造物等の検査 4. 車両・設備故障等の異常時対応 ・メンテナンス:信号機故障、ポイント故障等、不測の事態が発生した際の復旧作業	●% 〈ヒアリング〉 (約60%)	●% 〈アリング〉 (7~9割)	●% 〈ヒアリング〉 (約 42~54 %)	(貨物) 27.5% (公共交通) 1.2%
鉄道事業者 【業務同類系】 ※		●% 〈ヒアリング〉 (約60%)	●% 〈アリング〉 (7~9割)	●% 〈ヒアリング〉 (約 42~54 %)	(貨物) 27.5% (公共交通) 1.2%

※・第4回社会機能に関する分科会におけるヒアリング実施業種・登録業務概要、従業員割合はヒアリング内容を転記
(鉄道事業者:東日本旅客鉄道(株)、(一社)日本物流団体連合会)

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-1 指定型 & Ⅱ-2(1) 指定同類型業務同類系 「(ア) 地域独占タイプ」					
空港管理者 【指定型】	検疫のための集約先空港における検疫のための協力業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	
日本銀行 【指定型】	§ 61; 日銀券の発行、通貨・金融の調節、資金決済の円滑確保に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	(金融) 25.4% の内数
郵便事業者 【指定型】	§ 53③; 郵便及び信書便を確保する業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-1 指定型 & Ⅱ-2(1)指定同類型業務同類系 「(イ)地域非独占タイプ」					
医薬品関連業者【指定型】	§ 47; 抗インフル薬、ワクチン等の全国的・安定的な提供に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	
医薬品関連業者【業務同類系】		●%	●%	●%	
医療機器関連業者【指定型】	§ 47; 人工呼吸器、注射針等の全国的・安定的な提供に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	
医療機器関連業者【業務同類系】		●%	●%	●%	
旅客自動車運送事業者(バス事業者)【指定型】	§ 53①: 旅客の適切な運送、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の運送に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	(公共交通) 1.2%
旅客自動車運送事業者(バス事業者)【業務同類系】		●%	●%	●%	(公共交通) 1.2%
貨物自動車運送事業者(トラック)【指定型】	§ 54①: 緊急物資の運送に係る業務 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の運送に係る業務 〔具体的内容〕 緊急度の高い輸送確保 ・集荷・配達、ターミナルにおける仕分け、ターミナル間運送、コールセンター業務、運行管理	●%	●%	●%	(陸送) 3.1%
貨物自動車運送事業者(トラック)【業務同類系】		<ヒアリング> (不明)	<ヒアリング> (70%)	<ヒアリング> (不明)	<ヒアリング> (不明)

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-1 指定型 & Ⅱ-2(1)指定同類型業務同類系 「(イ)地域非独占タイプ」					
航空事業者 【指定型】	行動計画: 検疫のための集約先空港における検疫のための協力業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	5.6%
航空事業者 【業務同類系】		●%	●%	●%	5.6%
内航・外航海運事業者 【指定型】	§ 54①: 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の運送に係る業務 〔具体的内容〕	●%	●%	●%	(海運) 29.2%
内航・外航海運事業者 【業務同類系】		●%	●%	●%	(海運) 29.2%
放送事業者(日本放送協会) 【指定型】	国民への情報提供に係る業務 〔具体的業務〕	●%	●%	●%	
民間放送事業者 【業務同類系】		●%	●%	●%	
新聞事業者 【業務同類系】		●%	●%	●%	

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替不可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考) 米国の例
Ⅱ-2(2) 指定同類型 社会インフラ系 「(ア) 地域独占タイプ」					
石油元売事業者	石油燃料の安定的供給に係る業務 〔具体的内容〕 (例えば、石油元売り事業者が行う石油精製、需要者への運送などに直接従事する者)	●%	●%	●%	
熱供給事業者	社会施設への安定的供給に係る業務 〔具体的内容〕 (例えば、ボイラー等による社会施設への熱供給に従事する者)	●%	●%	●%	
資金・証券決済システム事業者	金融業務のための基幹業務 〔具体的内容〕 (例えば、資金・証券決済インフラ事業者)	●%	●%	●%	(金融) 25.4% の内数
Ⅱ-2(2) 指定同類型 社会インフラ系 「(イ) 地域非独占タイプ」					
(該当なし)					

業種	事業概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考)米国の例
Ⅲ その他<P> 以下のような業種をどう考えるか。					
金融事業者(中央銀行以外の銀行業) ※	<p>[具体的内容]</p> <p>下記の業務に直接従事する者</p> <p>1.最低限の国民生活の維持に直接的に必要な金融機能</p> <p>(1)現金の供給 預金支払、ATM・CD(現金支払)</p> <p>(2)資金の決済 手形交換、内国為替送金、口座振替、外国為替送金、市場決済、外為円決済</p> <p>(3)資金の融通 融資(円貨・外貨)</p> <p>(4)証券の決済 証券決済</p> <p>2.上記(1)～(4)の遂行に必要な密接不可分な金融機能</p> <p>(5)金融事業者間取引 資金繰り(円貨・外貨)、ポジション調整</p> <p>(6)その他管理業務等 システム運用 法令上継続が不可欠な業務、内部管理業務等</p> <p>※ 中央銀行は指定公共機関となっているが、中央銀行との関係をどう考えるか。</p> <p>※ 代替性等の観点から支店の業務をどう考えるか。</p>	●% 〈ヒアリング〉 (約83%)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	●% 〈ヒアリング〉 (不明)	(金融) 25.4% の内数
情報システム関連事業者	<p>[具体的内容]</p> <p>※ 他の登録事業者の本来業務の一部を受託している外部事業者として含まれるのではないか。</p>	●%	●%	●%	
石油事業者	<p>[具体的内容]</p>	●%	●%	●%	

※・・第4回社会機能に関する分科会におけるヒアリング実施業種:登録業務概要、従業員割合はヒアリング内容を転記
(金融事業者(中央銀行以外の銀行業):(一社)全国銀行協会、日本銀行)

業種	登録業務概要	全従業員に占める登録業務に従事する者の割合 (A)	そのうち代替可能な従業員の割合 (B)	割合 (A×B)	(参考)米国の例
Ⅲ その他<P> 以下のような業種をどう考えるか。					
食料品・生活必需品製造事業者	[具体的内容]	●%	●%	●%	3.4%
食料品・生活必需品販売・流通事業者 ※	<p>[具体的内容]</p> <p>下記の業務に直接従事する者</p> <p>1. 食料品関連の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時には買占めが起こり、商品により通常の数十倍の需要が起き、その対応として売場体制や商品の確保が必要。 感染防止策に加え、パニックへの対応も並行して実施。 外出不可能な方および買物弱者への宅配の要望増大。 <p>2. 肌着を含む生活必需品の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般衣料と肌着との売場括りおよび移設が必要。 フロアの限定や対象商品の区画等が必須。／・対象商品の商品確保。 <p>3. 医薬品の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤師の確保と販売体制。 需要が増大する、インフルエンザ関連やサプリメント類の商品確保。 <p>4. 商品の受発注と物流</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗および本部での受発注業務の継続と人員確保。 ベンダーおよびメーカー等サプライヤーの受発注への対応。 商品を運搬を担う、物流業者、トラックの運転手の確保。 <p>5. 代金決済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 代金決済に関わるシステムの稼働と人員確保。 お客様とのレジ精算業務の人員確保。 <p>※社会的弱者に対する食料品の配送も行う可能性がある。</p>	●% 〈ヒアリング〉 (6~7割)	●% 〈ヒアリング〉 (70%)	●% 〈ヒアリング〉 (42~49%)	0.4%
倉庫事業者	[具体的内容]	●%	●%	●%	
廃棄物処理業者	[具体的内容]	●%	●%	●%	

※・・第4回社会機能に関する分科会におけるヒアリング実施業種：登録業務概要、従業員割合はヒアリング内容を転記
(食料品・生活必需品販売・流通事業者：(株)セブン&アイホールディングス、日本チェーンストア協会)

その他の論点

登録事業者の責務の担保措置について

登録事業者として登録した事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る義務（第4条第3項）を負うこと、妊婦や子ども等住民への接種よりも先に接種することから、いわゆる「打ち逃げ」を防止する必要がある。このためには、どのような措置が必要か。

○ 例えば、以下のような措置が考えられるか。

(1) 登録事業者として登録した事業者については、その事業者名を公表する。

(2) 新型インフルエンザ等発生時に、登録事業者にワクチンを接種した場合には、以下の事項を届出又は公表する。

- ・ 接種した事業者名
- ・ 事業者ごとの接種人数、接種した個人名
- ・ 事業者ごとの接種人数のうち、実際に勤務した人数

登録申請に当たっての問題

○ 登録申請に当たって、事実と異なる申請を行った事業者に対する措置として、どのような措置が必要か。

例えば、事実と異なる申請を行った事業者名を公表することが考えられるか。

※ 事業者から登録申請がなされた際、行政において申請内容の確認等のため、関係事業者に対し必要なデータの提出を求めた場合、当該データ等の提出がなされない場合には登録自体ができない。

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準

ステップⅠ 積極基準(案)

新型インフルエンザ等発生時に必要な対策の実施に責任を有すると認められること。

Ⅰ：指定公共機関型

指定(地方)公共機関に指定されていること。

指定(地方)公共機関は登録事業者に必要な公益性を満たす核心的存在であり、登録事業者に該当するものと考えられるのではないか。

Ⅱ：指定同類型

指定(地方)公共機関と同種の公益的事業を営みながらも事業規模の観点から指定されない公益的事業法人であること。新型インフルエンザ等対策の効果を一層強固なものとするためには、指定(地方)公共機関に準じて当該事業を継続させることが重要であり、登録事業者に該当するものと考えられるのではないか。

※Ⅰ、Ⅱの本来業務の一部を受託している外部事業者(Ⅰ、Ⅱに常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)についても、登録事業者に該当すると考えられるのではないか。

Ⅲ：その他

Ⅰ、Ⅱ以外に新型インフルエンザ等対策の実施に密接に関連する高い公益性を有する事業者がありうるか。例えば以下の要件を満たす事業者については、極めて例外的な扱いながら登録事業者に該当する場合がありますか。

○緊急の生命保護に直接かかわるもの

○以下の要件を全て満たすもの

- ・電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるもの
- ・発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないもの
- ・その事業を提供できる者の数が全国的に非常に限られているもの(代替性なし)

ステップⅡ 消極基準(案)

①通常の6割の人員で最低限の国民生活・国民経済の維持が可能(国民の許容の範囲内)であること

現行行動計画で重度の場合の想定である6割の人員で最低限の国民の需要を満たすことができる事業者等については対象外と考えられる。

②事業を継続する能力が不足していること

登録事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る努力義務(第4条第3項)を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、当該業務に応じて従事者数などの客観的側面から見て継続し得る体制・計画が整っていないのではないか。

③代替性が高いこと

特定接種は、「緊急の必要」があるときに住民接種に先んじて実施するものであるから、同種事業を提供し得る事業者の数が多数存在し、まん延時にもその相応部分がある程度の事業を継続していることが想定されるような場合、すなわち広域にわたって同種事業を提供する事業者が相当期間ほぼ存在しなくなり、国民側の備蓄などの努力によっては代替しえないような場合でなければ、当該事業を営む事業者は登録事業者にはなり得ないのではないか。

④接種体制を整えることができないこと

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者自らが社内診療所等により接種体制を整えることができない場合は登録事業者にはなり得ないのではないか。

(参考)第3回分科会資料

住民接種に先んじて実施することを踏まえれば、特定接種の要件Ⅳ(対象者)の範囲は、登録事業者の中でも、相当程度限定的に絞りこまれることが必要である。

このため、登録事業者(案)に対し、以下のような従事者基準を課すことが必要ではないか。

ステップⅢ 従事者基準(案)

(1)積極基準～登録の基となる業務に直接従事すること

登録の基となる業務に直接従事する者に限定され、これに間接的に関連する業務(総務部門等)に従事する者は含まれない。

(2)消極基準～代替性が高いこと

当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事情により、従事者の代替性が高い場合には、要件Ⅱ(緊急性)が認められないのではないか。

(3)その他に消極基準がありうるか。